

修正前	修正後
<p>第5 歯科医療等関係者等の役割</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 教育関係者（教育および保育に関する職務に従事する者をいう。第5項において同じ。）は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒等の歯および口腔^{くう}の健康状態に注意し、<u>フッ化物洗口（フッ化ナトリウム等を含む溶液を用いて口腔^{くう}内を洗浄することをいう。以下同じ。）</u>、<u>歯磨きその他歯および口腔^{くう}の健康づくりに資する取組の実施により、当該幼児、児童、生徒等の歯科疾患等の予防その他歯および口腔^{くう}の健康づくりに努めるものとし</u>ます。</p> <p>4・5 省略</p> <p>第14 学校等におけるフッ化物洗口の普及等</p> <p>1 県は、幼児、児童および生徒に係る歯および口腔^{くう}の健康づくりを推進するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校等におけるフッ化物洗口および歯磨きの普及その他歯および口腔^{くう}の健康づくりに関する効果的な取組の推進のために必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>2 省略</p>	<p>第5 歯科医療等関係者等の役割</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 教育関係者（教育および保育に関する職務に従事する者をいう。第5項において同じ。）は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒等の歯および口腔^{くう}の健康状態に注意し、<u>歯磨きその他歯および口腔^{くう}の健康づくりに資する取組の実施により、当該幼児、児童、生徒等の歯科疾患等の予防その他歯および口腔^{くう}の健康づくりに努めるもの</u>とします。</p> <p>4・5 省略</p> <p>第14 学校等における<u>歯科疾患等の予防の推進</u></p> <p>1 県は、幼児、児童および生徒に係る歯および口腔^{くう}の健康づくりを推進するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校等におけるフッ化物洗口（<u>フッ化ナトリウム等を含む溶液を用いて口腔^{くう}内を洗浄することをいう。以下同じ。）</u>および歯磨きの普及その他歯および口腔^{くう}の健康づくりに関する効果的な取組の推進のために必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>2 省略</p>

意見募集による修正

滋賀県歯および口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する条例案要綱 修正対照表

修正前	修正後